

令和7年2月18日

令和 7 年 2 月

能代市農業委員会委員会議

議 事 録

能代市農業委員会

1. 日 時

令和7年2月18日

午後2時00分

2. 場 所

能代市役所新庁舎 会議室9、10

3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	佐々木英樹	11	渡部 正人
2	舩谷 雅弘	12	工藤 次雄
3	佐々木 力		
4	飯坂 司	14	菊池 正
5	佐々木一也	15	伊藤 一美
6	伊藤 隆一	16	大鐘 正彦
7	大高 清勝		
8	菊地 勝美	18	安井 鐘美
9	佐藤 敏彦	19	平川 義市
10	袴田 謙		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
13	大高 富子	17	佐々木博子

5. 事務局出席者

職 名	氏 名
事務局 長	佐藤 栄一
局長補佐	長谷川 直人
行政専門員	今井 一晴

<p>6. 案 件 議案番号</p> <p>5 6 7 8 9 10 報告事項1 報告事項2 報告事項3</p>	<p>地域農業経営基盤強化促進計画案に係る意見聴取について</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>農地転用事業計画変更承認申請について</p> <p>農用地利用集積計画について</p> <p>農地利用集積等促進計画案に対する意見聴取について</p> <p>許可不要の農地転用について</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>地目変更登記に係る照会に対する回答について</p>
<p>7. 会議の概要</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>(開 会)</p> <p>ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届け出があります。13番大高富子委員、17番佐々木博子委員です。19名中17名の出席となっており、出席委員は定足数に達していません。 それでは、平川会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。</p> <p>それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので会議を進めます。</p> <p>次に、議事録署名委員の選出ですが、慣例に従い当方より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号15番 伊藤一美委員と議席番号16番 大鐘正彦委員の両名にお願いします。</p> <p>それでは、<b>議案第5号 地域農業経営基盤強化推進計画案に係る意見聴取</b>についてを議題とします。事務局の説明を願います。</p> <p>議案第5号 地域農業経営基盤強化推進計画案いわゆる地域計画に係る意見聴取について、能代市長より意見を求められたので、意見を付すため提案</p>

	<p>します。</p> <p>計画案の内容について、農業振興課の今野課長補佐、中川主事から説明をお願いします。</p> <p>(配布資料により説明)</p> <p>次のページをお願いします。 主な内容についてご説明します。</p>
議 長	説明が終わりましたが、みなさんから何かご意見等はありませんか。
佐々木英樹委員	地域計画に記載されている地域内の農業を担う者の面積は、何を元にしたものなのか。
説 明 員	記載されている地域内の農業を担う者については、個々の経営改善計画書の計画面積を元としている。
佐々木力委員	農業法人以外の法人が、地域で耕作しているように見受けられるが、このような法人は、地域計画ではどのように扱われるのか。
説 明 員	農業法人以外の一般法人は農地を取得していない。あくまでも一農業者として耕作していると考えるため、地域計画では、地域内の農業を担う者に該当はしていない。
議 長	<p>その他、何かご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議 長	<p>ご意見等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号について、特に意見なし、として提出することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成であります。よって、本案は、特に意見なし、として提出することに決しました。</p> <p>ここで、今野課長補佐と中川主事は退席します。</p> <p>(今野課長補佐と中川主事退席)</p>
議 長	次に、 <b>議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請</b> についてを議題とします。
事 務 局	<p>事務局の説明を願います。</p> <p>議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったため、</p>

承認するため提案します。

申請内容は、所有権移転が2件で、譲渡人が2人、譲受人が1人、申請土地の面積は、田が6,676㎡です。賃借権の設定は28件で、賃貸人が21人、賃借人が16人、申請土地の面積は、田が224,647㎡、畑が7,305㎡です。

次のページをお願いします。

主な内容についてご説明します。

整理番号1は所有権移転で、申請土地は久喜沢字赤坂下■■■■、地目は田で、面積は4,827㎡、10a当たり■■■■、申請事由は経営拡張となっています。

整理番号3は賃借権の設定で、申請土地は字悪戸■■■■、地目は田で、面積は4,425㎡、賃借料■■■■、申請事由は経営拡張、期間は5年間となっています。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 それでは、質疑に入りますが、議事参加がありますので、整理番号13番から17番、並びに21番、23番を先議します。  
12番 工藤次雄委員は暫時ご退席願います。

(工藤委員退席)

議 長 整理番号13番から17番、並びに21番、23番について何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 整理番号13番から17番、並びに21番、23番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

(工藤委員着席)

議 長 工藤次雄委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。

議 長 続いて、整理番号29番について、審議します。

11番 渡部正人委員は暫時ご退席願います。

(渡部委員退席)

議 長 整理番号29番について何かご質問等はありませんか。

		(なしの声)
議 長		整理番号29番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
		(賛成者挙手)
議 長		全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
		(渡部委員着席)
議 長		渡部 正人委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。
議 長		次に、他の案件について質疑を行ないます。何かご質問等はありませんか。
		(なしの声)
議 長		ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
		(賛成者挙手)
議 長		全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議 長		次に、 <b>議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請</b> についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局		議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請書の提出がありましたので、意見を付すためご提案いたします。 農地転用許可申請は、所有権移転が2件で、譲渡人が2人、譲受人が2人です。申請土地の面積は、畑が7,762㎡です。 12ページをお願いします。 所有権移転 整理番号1申請地は、字養蚕■■■■地目は畑、面積■■■■■■■■です。価格■■■■■■、申請事由■■■■■■です。申請地は都市計画の用地区域が第1種住居地域に指定されておりますので農地区分は第3種農地です。 申請地の位置は13ページです。申請地は、■■■■南側に位置しており、申請地は長年、耕作されておらず、冬季間でも人の背丈ほどの雑草が茂っている畑です。申請地の隣接地は、北側は耕作されていませんが、草

刈り等の管理がされ保全されている畑で、東側は雑木林、西側と南側は宅地となっております。

土地の利用計画は14ページです。

申請者の譲受人は、[redacted]で、申請地を取得し、[redacted]しようとするものです。

事業計画では申請地は、平坦な土地のため、盛土、切土は行わず、敷地[redacted]することとしております。

汚水、生活排水の発生はなく、雨水は自然浸透される計画です。

事業費は、[redacted]

[redacted]提出されております。

整理番号1の説明は以上です。

次に12ページに戻っていただき、所有権移転 整理番号2申請地は、松美町[redacted]地目は畑、面積[redacted]です。価格[redacted]、申請事由[redacted]です。申請地は都市計画の用地区域が第1種住居地域に指定されておりますので農地区分は第3種農地です。

申請地の位置は、15ページです。申請地は、周囲が宅地化されており、宅地の中に残った休耕中の畑です。

土地の利用計画は16ページです。申請者である譲受人は、[redacted]

[redacted]で、現在、空き地となっている土地を整地し、[redacted]したいとのことです。

事業計画では、平坦な土地のため、盛土、切土は行わず、申請地を整地し、地盤を固めた上[redacted]計画としております。汚水等の発生はなく、雨水は自然流下させ前面の道路側溝に流す計画です。

事業費は、[redacted]

[redacted]提出されております。

整理番号2の説明は以上です。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いします。

佐々木力委員

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、2月6日(木)、現地調査班第1班、1番 佐々木英樹委員 4番：飯坂委員、事務局と私の4人で現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

所有権移転 整理番号1の現地は、長年、耕作されていない畑でした。転用予定地の境界は明確で、事前着工はありませんでした。

整理番号2の現地は、宅地に囲まれた耕作していない畑でした。転用予定地の境界は明確で、事前着工はありませんでした。

いずれの土地も周辺の土地へ影響がない計画であることを確認してきました。

以上、ご報告いたします。

議長

事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。

それでは、質疑に入ります。何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。  
議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、議案第8号 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農地転用事業計画変更承認申請書の提出がありましたので、意見を付すためご提案いたします。  
農地転用事業計画変更承認申請は、1件で8筆、面積は田が10,250㎡、畑が1,598㎡、合計で11,848㎡です。  
18ページをお願いします。

計画変更の承認申請があった転用事業は、

一時転用です。

変更の内容は、一時転用の期間の延長で、当初、令和7年6月9日を期限としていた一時転用の期限を同年8月31日まで80日あまり延長したいとの内容になっております。

期間延長の理由については、

積雪期に農地の復旧工事を実施しなければならない状況になったそうです。このため、農地の地権者や地元関係者と協議した結果、当地での7年度の耕作は行わないこととし、良い条件で地権者に農地を返却するため、冬季間での復旧工事は行わないこととしたので、一時転用期間を8月末まで延長させてほしいとの理由です。

変更は、機関の延長のみで、工事内容に変更はありません。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。  
議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、議案第9号 農用地利用集積計画についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第9号 農用地利用集積計画の提出があったため、承認するため提案します。  
申請内容は、所有権移転が4件で、譲渡人が4人、譲受人が4人、申請土地の面積は、田が85,113㎡です。利用権の設定は33件で、賃貸人が32人、賃借人が3人、転借人が11人、申請土地の面積は田が303,069.65㎡、畑が734㎡です。権利の移転は3件で、移転人が3人、受け人が3人、申請土地の面積は田が40,983㎡です。

次のページをお願いします。

整理番号1は所有権移転で、申請土地は扇田字西扇田[REDACTED]、地目は田で、面積の合計は5,075㎡、価格[REDACTED]、移転事由は経営拡張となっています。

24ページをお願いします。

整理番号5は利用権の設定で、申請土地は荷上場字中島[REDACTED]、地目は田で面積の合計は4,282㎡、10a当たりの賃借料[REDACTED]、設定事由は経営拡張。期間は3年間となっています。

整理番号8は中間管理権で、申請土地は字塩干田[REDACTED]、地目は田で面積の合計は8,884㎡、10a当たりの賃借料[REDACTED]、設定事由は再設定。期間は10年間となっています。

30ページをお願いします。

整理番号38は権利の移転で、申請土地は字萱山[REDACTED]、地目は田で面積の合計は21,5700㎡、移転事由は土地所有者の都合による、残存期間は4年間となっています。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、質疑に入りますが、議事参加がありますので、整理番号9番を先議します。

10番 袴田謙委員は暫時ご退席願います。

(袴田委員退席)

議長 整理番号9番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

(袴田委員着席)

議 長 袴田謙委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。

続いて、整理番号19番を審議します。

9番 佐藤敏彦委員は暫時ご退席願います。

(佐藤委員退席)

議 長 整理番号19番について何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。

整理番号19番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

(佐藤委員着席)

議 長 佐藤 敏彦委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。

続いて、整理番号39番を審議します。

15番 伊藤一美委員は暫時ご退席願います。

(伊藤委員退席)

議 長 整理番号39番について何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議 長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。

整理番号39番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 次に、他の案件について質疑を行ないます。何かご質問等はありません

	か。
佐藤敏彦委員	整理番号3の所有権移転について、移転事由が小作地の取得となっているが、合意解約整理番号整11の賃借人と違うが、どのような関係なのか。
事務局	合意解約整理番号11の賃貸人は、所有権移転する譲受人の法人の代表者であり、個人にかわり法人が農地を取得するため小作地の取得となります。
佐藤敏彦委員	わかりました。
議長	他にご質問等ございませんか。  (なしの声)
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  (賛成者挙手)
議長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議長	次に、 <b>議案第10号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取</b> についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第10号 能代市長から農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたので、意見を付すため提案します。 申請内容は、権利の設定が20件で、設定人が7人です。設定する土地は、田が131,851㎡です。権利の移転は2件で、移転人が2人です。設定する土地は田が8,124㎡です。 次のページをお願いします。 整理番号1は、権利の設定で、申請土地は扇田字中川原■■■■地目は田で面積の合計は14,112㎡、10a当たりの賃借料■■■■ ■■■■設定事由は再設定、期間は10年間となっています。 39ページをお願いします。 整理番号21は、権利の移転で、申請土地は荷上場字高岩川原■■■■ ■■■■、地目は田で面積の合計は5,061㎡、移転事由は土地区画整理事業による、残存期間は4年間となっています。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
議長	それでは、質疑に入りますが、議事参加がありますので、整理番号21番を先議します。

15番 伊藤一美委員は暫時ご退席願います。

(伊藤委員退席)

議長 整理番号21番について何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。  
整理番号21番について、意見なしとして、提出することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は、意見なしとして、提出することに決しました。

(伊藤委員着席)

議長 伊藤一美委員にご報告します。本案件は意見なしとして、提出することで承認されましたのでご報告します。

次に、他の案件について質疑を行いません。何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 次に、**報告事項1 許可不要の転用について**議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 報告事項1 許可不要の農地転用について届出がありましたので報告いたします。

届出のあった件数は1件、292筆で、面積は、田が398,494の内23,489.42㎡、畑が27,953の内2,364.77㎡、合計426,447の内25,854.19㎡です。

42ページをお願いします。

整理番号1 届出のあった転用事業は、  
農地を一時的に利用しようとするものです。届出のあった土地は、坂形字家ノ下、一時転用の期間は令和7年1月24日から同年3月31日です。

位置図は43ページから45ページに記載しております。太線が現在、使用を停止した撤去する送電線になっており、これを3月末までに撤去することとしております。

報告は以上です。

議長 報告事項でありますのでご了承願います。

議 長 次に、報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について議題とします。事務局の説明を願います。

(説明省略の声)

議 長 説明省略の声がありました。説明を省略してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議が無いようですので説明を省略させていただきます。報告事項でありますのでご了承願います。

議 長 次に、報告事項3 地目変更登記に係る照会に対する回答についてを議題とします。事務局の説明を願います。

(説明省略の声)

議 長 説明省略の声がありました。説明を省略してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議が無いようですので説明を省略させていただきます。報告事項でありますのでご了承願います。

議 長 続いて、その他に入ります。事務局から説明願います。

- ・今後の行事予定について
- ・農政専門委員会の開催について

議 長 委員のみなさん方から何かありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午後3時00分

議 長

議事録署名委員

15 番

16 番